

神戸エンタープライズゾーンにおける市税の特例措置適用について

神戸市
令和2年4月

神戸市では、経済の新生に資することを目的に、「神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、特定事業（持続的な成長が見込まれる産業又は集客力の抜本的な強化に寄与する産業に属する事業）、中核事業（特定事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼす事業）及び特例中核事業（中核事業のうち、経済的効果の程度が特に著しいと認められる事業）等の集積を促進しています。

市税に関しましては、特定事業等に係る施設の固定資産税及び都市計画税の軽減を行います。

この市税の特例措置の適用を受けようとする場合は、下記の要領に従って、申告してください。

I 特定事業等に係る市税の特例措置について

1 適用対象者（固定資産の所有者）

神戸市長が指定する「神戸エンタープライズゾーン」の区域内で行う特定事業、中核事業又は特例中核事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が、適当である旨の市長認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）。

2 特例措置の対象となる固定資産（家屋・償却資産・土地）

認定事業者が、神戸エンタープライズゾーン内で建設する施設（既に建設されている施設を取得した場合で、その施設がこれまでに特例措置の適用を受けたことがなければ、その施設もこれに含む。）のうち、市長より認定を受けた事業計画に係る事業（以下「認定事業」という。）のために使用される施設（家屋・償却資産）及びその敷地である土地。

《注意事項》

(1) 家屋

- ① 事業計画に従って整備された施設であっても、物品販売施設、職員宿舍等の福利厚生施設、テナントに貸し付けている施設等、認定事業の遂行に直接関連のない施設は、この特例措置の対象となりません。
- ② 1棟の家屋に、「認定事業のために使用されている部分」と「その他の用に使用されている部分」がある場合は、家屋を区分し、「認定事業のために使用されている部分」に限り、市税の特例措置の対象となります。
- ③ ②の場合、廊下や階段等の共用部分については、「認定事業のために使用されている部分」と「その他の用に使用されている部分」との面積割合によりあん分して、この規定を適用します。

(2) 償却資産

認定事業のために新たに取得した償却資産で認定事業のために直接使用されているものが、市税の特例措置の対象となります（移設された資産は対象となりません。）。

(3) 土地

- ① 敷地である土地とは、市税の特例措置の適用対象となる家屋を維持し、又はその効用を果たすために通常必要とされる範囲の土地のことをいいます。よって、その範囲を超える部分や有料駐車場等積極的に他の用途に使用される部分は、市税の特例措置の適用対象になりません。
- ② 家屋のうちの一部が市税の特例措置の適用対象である場合は、家屋全体の敷地面積を、「適用対象部分の床面積」と「適用対象外部分の床面積」との面積割合によりあん分して、この規定を適用します。

3 対象固定資産の建設（取得）期限

(1) 家屋及び償却資産

令和2年4月1日から令和5年3月31日までに、特定事業計画等の認定を受け、かつ、その認定日の翌日から起算して3年を経過する日までの間に建設（取得）した家屋又は償却資産（償却資産については、事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したものに限ります。）。

(2) 土地

令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間に取得した土地。

なお、土地については、土地取得日の翌日から起算して1年以内に、当該土地上で施設の建設の着手があった場合に限られます。

ただし、災害その他やむを得ない理由により、この期限内に建設の着手をすることができないと認められるときは、申請により1年以内の期間を限って当該期間を延長できます。この場合、「施設の建設着手に係る期間の延長申請書」を提出してください。申請書は、下記の提出先にあります。

提出先：神戸市役所 企画調整局 企業立地課（P. 3を参照）

4 市税の特例措置の適用期間、軽減割合及び申告

市税の特例措置の対象となる固定資産（家屋・償却資産・土地）は、事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から、その適用対象資産に係る固定資産税及び都市計画税（家屋・償却資産・土地のうちの一部が適用対象である場合は、その適用対象部分に相当する部分）を軽減します。適用期間及び軽減割合は事業計画認定書に記載のとおりです。

軽減期間中は毎年、申告書を提出してください。事業実施状況を確認の上、軽減額を決定します。

5 事業計画の変更や、地位の承継(事業の相続・分割・合併・株式交換など)をする際の手続き

認定事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、事業計画の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に、地位の承継をしようとする場合は、事業承継日の翌日から起算して3月以内に、市長の認定を受ける必要があります。いずれの場合も計画段階にて、神戸市役所 企画調整局 企業立地課まで事前にご連絡ください。（P. 3を参照）

II 「固定資産税及び都市計画税」の特例適用申告等の要領

i 申告書の提出要領

1 提出書類

(1) 申告書

ア 固定資産税及び都市計画税不均一課税適用申告書【様式第2号】

イ 償却資産種類別明細書（償却資産についての申告をする場合）【様式第2号の2】

(2) 添付書類

ア 「事業計画認定書」の写し

イ 家屋に係る適用対象部分及び当該部分の床面積の計算根拠が分かる書類（適用対象部分の床面積の計算根拠等を記載した書面及びその基礎となる求積用図面等）

2 提出期限

市税の特例措置の適用を受ける年度の初日の属する年の1月31日

3 提出先

神戸市役所 行財政局税務部税制企画課（P. 3を参照）

ii 申告書【様式第2号】の記載要領について

1 [] 囲み部分

(1) 条例「第〇条第1項の認定を受けた認定〇〇事業計画に係る〇〇事業に係る施設」について該当以外の欄を二重線で抹消してください。

(2) 適用を受けようとする資産の種類（家屋、償却資産、土地）に応じて不要な箇所（文字）を、二重線で抹消してください。

(3) 条例「第19条」以外の欄を二重線で抹消してください。

2 「不均一課税の内容」～「認定番号」の項

「受けようとする不均一課税の内容」から「認定番号」欄には、事業計画認定書に記載のとおり、それぞれの項を記入してください。

3 「事業開始年月日」

神戸市役所 企画調整局 企業立地課に届出た事業開始日と同一の日を記載してください。

4 「家屋」、「償却資産」、「土地」の項

適用を受けようとする固定資産の種類（家屋、償却資産、土地）に応じて、それぞれの項を記入してください。

5 「家屋」の項の記載要領

「適用対象部分」欄には、家屋全体のうち、認定事業のために使用される部分として規定の適用対象となる部分の面積を記載してください（P. 1 I2(1)を参照）。

6 「償却資産」の項の記載要領

- (1) 「数量」欄には、適用を受けようとする資産の数量を記載してください（「償却資産種類別明細書【様式第2号の2】」の最終の行番号に対応します。）。
- (2) 「取得価額」、「評価額」及び「課税標準額」欄には、「償却資産種類別明細書【様式第2号の2】」の合計欄の数値を記載してください。

7 「土地」の項の記載要領

「適用対象部分」欄には、土地全体のうち、家屋全体の敷地として使用する部分の面積を記載してください（P. 1 I2(3)を参照）。

【注 意】

認定事業者は、本市と締結する協定書に基づき、実施義務期間は当該認定を受けた事業計画に従って当該認定事業を実施しなければなりません。

お問い合わせ先

- ・神戸エンタープライズゾーンにおける固定資産税及び都市計画税の特例措置について

行財政局 税務部 税制企画課（新長田合同庁舎3階）

TEL (078) 647-9333

〒653-0042

神戸市長田区二葉町5丁目1番32号



- ・特定事業の指定状況及び特定事業計画の認定等の申請について
- ・事業実施状況の確認について
- ・神戸エンタープライズゾーンにおける市税以外の支援措置について

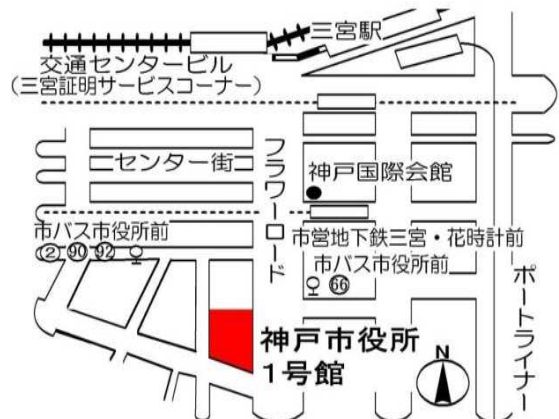
企画調整局 医療・新産業本部 新産業部 企業立地課

（神戸市役所1号館23階）

TEL (078) 322-5334

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1



受付印

年度 固定資産税及び都市計画税不均一課税適用申告書

令和〇〇年1月〇日

神戸市長 宛

申告者	住所	〒650-〇△×□ 神戸市中央区〇〇通〇丁目△-□		電話	078-232-〇△〇×									
	氏名 <small>(法人にあつてはその名称)</small>	株式会社花時計 ㊟			事務担当者の所属及び氏名									
	法人の代表者の氏名	代表取締役 花咲 薫 ㊟												
	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(以下「条例」という。)

第12条 第20条 第1項の認定を受けた
 (認定特定事業計画に係る特定事業に係る施設
 認定中核事業計画に係る中核事業に係る施設
 認定特例中核事業計画に係る特例中核事業に係る施設
 認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設) の
 用に供する (家屋又は償却資産
 家屋又は償却資産の敷地である土地
 家屋又は償却資産及びこれらの敷地である土地) について、条例(第19条 第23条)の規定により

次のとおり申告します。

受けようとする 不均一課税の内容	<input type="checkbox"/> 2/3 控除・5年間	<input checked="" type="checkbox"/> 1/2 控除・5年間	<input type="checkbox"/> 1/2 控除・3年間			
	<input type="checkbox"/> 2/3 控除・10年間	<input type="checkbox"/> 1/2 控除・10年間				
特定事業, 中核事業若しくは特例中核事業 又は国際経済事業の該当の規定	認 定 年 月 日	認 定 番 号	事業開始年月日			
条 例 別 表 第 1 1 の 項 (1)	令和2年5月28日	〇〇〇	令和3年7月1日			
家屋	所 在 地	家屋 番 号	種 類	構 造	延べ床面積	適用対象部分
	港島南町〇丁目△-×	△-×	事務所	鉄骨造陸屋根6階	1,234.56 ^{平方} _{メートル}	1,010 ^{平方} _{メートル}
償却資産	適用対象資産の所在地	数量	取 得 価 額	評 価 額	課 税 標 準 額	
	同 上	45	123,450,000 円	98,765,000 円	98,765,000 円	
土 地	所 在 地	地番	地目	面 積	適用対象部分	
	港島南町〇丁目	△-×	宅地	567.89 ^{平方} _{メートル}	453.21 ^{平方} _{メートル}	

- 1 申告の内容に応じ、不要の文字を抹消すること。
- 2 家屋、償却資産又は土地の項は、申告する固定資産の種類に応じて記載すること。
- 3 認定年月日及び認定番号の欄には、条例第12条第1項又は第20条第1項の規定による認定を受けた年月日及び番号を記載すること。
- 4 事業開始年月日の欄には、条例第34条の規定による届出と同一の日を記載すること。
- 5 適用対象部分の欄には、条例第15条第1項、第16条第1項、第21条第1項又は第22条第1項の規定の適用を受けようとする家屋又は土地の全部又は一部に係る面積を記載すること。
- 6 償却資産について申告する場合には、様式第2号の2による償却資産種類別明細書を添付して提出すること。
- 7 条例第12条第1項又は第20条第1項の規定による認定を受けたことを証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添付すること。